

「後期高齢支援システム標準化検討会ベンダ分科会」

第7回議事概要

日 時：令和6年2月26日(月)10:00～12:00

場 所：オンライン会議(Zoom)

出席者(敬称略)：

(座長)後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

石川 博将	株式会社RKKCS 企画開発本部保険福祉システム部 企画開発本部チーフ
石井 貞行	株式会社TKC 福祉情報システム第三技術部 課長
村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 第二開発本部第二開発部 課長
末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 住記1課長
玉置 直人	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部 住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー
田中 卓	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部 社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部 マネージャー

(オブザーバー)

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 意見照会結果とその他課題・検討事項について
3. 標準仕様書 1.2 版（案）の修正点について
4. 今後の依頼事項について

【意見交換(概要)】

(資料 2_意見照会結果等について)

- (1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題—帳票レイアウトの規定について)
罫線については事務局案の通りでよいと考えるが、介護では規定されておらず業務特性がある内容ではないため、デジタル庁から横並びで方針が示されるとよいと考える。また、連帳についても事務局案でよいと考える。標準仕様書への反映はこれから行う予定か。
⇒資料 6_標準仕様書（本紙） 1.2 版（案）の 41 ページに記載済み。
⇒承知した。
⇒業務間の違いについては本来デジタル庁で整理してほしいという意見についてはその通りであり、各業務の標準仕様書が定まったところで横並びでそろえるべきと考える。事務局及び厚労省より問題提起していただきたい。
⇒同様に事務局案で問題ないとする。罫線はデジタル庁で横並び調整していただくことがよいと思う。
⇒帳票は後期に限らず税などにおいて大量に印刷することや、過去の経緯によりいろいろなバリエーションがでてきている。バラバラにならないように連続用紙で印刷してきた経緯もあり、様々な理由からカット紙を使った帳票印刷もしているところと思う。自治体からするといままでのやり方を踏襲したいということであろうが、方向性を出していくことは必要と考える。
⇒同様に事務局案で問題ない。カスタマイズに該当しないという考えは問題ないのか。
⇒過去の議事録からは、レイアウト変更はカスタマイズ、印字位置の調整はカスタマイズではないという考えになっており、罫線がないというのは、罫線のある状態の用紙に印字することであることからカスタマイズに該当しないと考え、明確に規定してほしいと要望したい。現状連帳を規定している業務は、全て罫線があり、実体としては罫線のない帳票に印字する必要があるにもかかわらず罫線ありになっているので、この考えが誤っていれば、他業務も対応できない。罫線をなくすことは住民への通知内容が変わるわけではないので、カスタマイズに該当しないという考えである。
⇒同様に事務局案で問題ない。デジタル庁への問題提起、他業務横並びについては進

めていただきたい。

⇒デジタル庁への問題提起は、事務局より問題提起の仕方も含めて検討いただくという
ことでよいか。

⇒市町村 WT にデジタル庁がオブザーバーとして参加しているので、分科会でこのよ
うな意見があったということはお伝えさせていただく。

○ (1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－地方税 QR コードについて)

地方税 QR コードについては最近自治体からも対応について問合せを受けるが、法律
自体が成立していないことから、継続課題として明記することでよいと考える。

⇒同意見で継続課題とすることでよいと考える。

○ (1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票の敬称の統一について)

敬称統一についてはどの案がよいのか決定打はない。事務局案としてはどの案になる
のか。

⇒案⑤がよいと考えるが、後期だけ異なる形となるため汎用的にするのであれば案④
となるかとは考える。

⇒仕様書では殿を様に修正した帳票レイアウトがあり、方針案と相違している。

⇒国保とあっていないという意見をいただいたため修正した。ただ、修正しても他業
務とはあっていない状況である。

⇒固定項目のためプログラムに影響はないと思うが、介護とあわせると影響あるベン
ダもあると思われる。今時点での変更は影響あるので、最適な対応案ではないが、
今のままでもよいかと思う。

⇒敬称統一については、弊社としても決め手に欠ける。収滞納等の異なる業務をあわ
せて対応している自治体がある中で、業務間でバラバラなのは適切ではないため、
業務間統一を考えると案④又は案⑤なのかと思う。ただ、案④は改修が必要になる
ベンダがでてくると思われる。

⇒今の時点で可変に変更されても困るという意見は理解できる。ただ、自治体は案④
にしてほしいという意見が多いことが予想され、その場合、案④とする可能性があ
る。本来は国が統一方針を出して決めていただくことがよいため、デジタル庁に検
討課題として預けたいと思うところではある。

⇒案⑤を原則案とし、一定の期間他の案を経過措置とすることは可能か。

⇒ベンダの立場からするといつまでという期限がはっきり決まらないため難しいと考
える。一旦いずれかの案にした後に変更すると改修が必要になってしまうため、殿
か様に統一しておき変更可能と規定するのが落としどころではないか。これはあく
まで意見がまとまらなかった場合の対応案である。

⇒可能な限り案④はやめていただきたい。規定する場合は標準オプション機能として

いただきたい。事務局の整理の通り、標準化として設定すべきということであれば、可変にするということより案⑤がよいと考える。後期で対象になっている帳票が収納滞納に係る帳票であることから、税と併せておいた方がよいという観点もあるため、案⑤又は税と併せた案①がよいと考える

⇒収納関連の帳票なので他業務と合わせたほうがよいので、案①がよいと考える。ただし、変更したいという自治体の意見を考慮して規定する場合は標準オプション機能としていただきたい。統一という点では、デジタル庁に働きかけをして方針を示していただくべきか、今の判断で進めることがよいのかは判断に悩むところである。

⇒いただいた意見を踏まえて市町村に説明し、市町村意見を踏まえて最終的に判断する。

⇒案①が原則として、様や殿を可変とする機能を標準オプション機能とするということか。

⇒税収納と併せるとなると案①であり、案②案③ではないと思う。案④は規定するとしても標準オプション機能とするというのがベンダ意見の相違であるにとらえている。

○ (1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－用語の統一について)

用語統一については、整理していただいた内容で統一が難しいということが理解できたため、事務局案でよいと考える。

○ (2.2 横並び調整方針の見直しに伴う対応)

①の指定都市必須機能欄について、事務局案の通りでよいと考える。②の適合基準日については、文字要件が決まっていないので事務局案の通りだと思う。③の標準オプション機能の適合基準日についても案の通り空欄のままでよいと考える。

○ (2.4 統合収滞納対応)

統合収滞納の質問については、デジタル庁へすでに提示済みか。

⇒提示済みだが、回答はまだいただけていない。

⇒基本データリスト等への反映をもって回答となるのか。または質問に対する回答があるのか。

⇒いままで回答が来るケースと、回答なしでデータ要件連携要件に反映されるケースがあるため、厚労省には回答をもらってほしいと依頼しているが、どうなるかわからない。

○ (2.5 指定都市残要件の取り込み)

指定都市要件の適合基準日については、令和8年4月1日とする考えが示されているとあるが、資料3_機能・帳票要件1.2版(案)には空欄となっている。

⇒現時点では資料2に記載した判断に基づかない機能も記載されていることから、適合基準日を記載していない。最終的に実装必須となった機能に記入する。政令市要件の事業者照会結果がデジタル庁より展開されてから本分科会まで期間が短かったことから、最後に適合基準日を入れる予定である。

⇒介護は令和9年を適合基準日としている機能があったように思う。後期が令和8年4月1日となると期限が厳しいと感じた。必須機能とする場合は、時期を後ろにしていきたい。

○ (3.2 特定健診(健康診査)の標準仕様書作成を受けての反映要否検討)

特定健診の連携機能は、健康管理システムと同じ機能を実装すればよいのか、または別の機能を作る必要があるのかどちらであるか。

⇒特定健診向けと健康管理向けに必要な情報が異なるのであれば、それぞれ別の機能を実装する必要がある。ただし、現時点では特定健診にかかる連携要件が規定されていないため、どちらとなるかは断言できない。同じ情報出力となるのであれば1機能でよいと考える。健康管理システムも特定健診機能を含んでいるから後期の情報を取り込んでおり、基本は同じ項目が規定されないとおかしいのではないかと考えている。

○ (3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて)

振り仮名法制化については認識していたが、業務に影響があると考えていなかった。後期固有の要件ではないので、デジタル庁に方針を示してもらうよう働きかけをするのか。

⇒住記の標準仕様書は1月末に改版され振り仮名法制化に関して取り込まれている。現在デジタル庁が展開しているデータ要件連携要件では、法制化された振り仮名と従前の振り仮名の管理項目が分かれているが、現時点では機能側は取り込む規定をしていない。データ要件連携要件が先に規定されている点は気になっているところである。

⇒振り仮名の項目を2つ保持する必要があるのか。

⇒振り仮名法制化の考えでは、本人が承認したものが法制化された振り仮名で、住民票に出力し、そうでないものは従来の管理項目として扱われる。承認された振り仮名とそうでない振り仮名を別に管理する必要があると考えるので、全業務に影響があるのではないかと考えている。

⇒各業務に影響があることを認識していなかった。いつまでにやらなければならない

のか。

- ⇒住民記録側が法制化された振り仮名を管理するようになり住民記録から後期高齢支援システムへの連携要件として法制化された振り仮名が必須で連携されるとなれば、後期としては受信しなければならないとなる。利用しないから連携不要とするなら影響ない可能性もあるが、住民票に記載されている振り仮名と違う振り仮名が帳票に出力されるのは問題あると考える。現状では振り仮名を出力しておらず、記入欄しか設けていないが、それらも含めて見直す場合は影響があると考えている。
- ⇒戸籍の本籍地で対象者に照会を出し、返事があつたら振り仮名として登録する。返事がない場合は、すでに保持している振り仮名でよいかという照会をし、期限までに回答がなければそれを採用するという考え方が、住民記録側の標準化の中でも説明されている。住民記録側の振り仮名が変更されれば、後期等の業務にも影響があるということだと思ふ。詳しくは住民記録側の検討会資料を参照いただきたい。

(標準仕様書 1.2 版 (案) について)

○ (資料 3~5 について)

- 今回の修正箇所ではないが修正いただきたい箇所が 2 点ある。賦課 01 (A3) の帳票詳細要件の#49「保険料額タイトル」の印字例には、「減免なしのときは「⑮保険料額」。減免ありの場合は、「⑯保険料額」と規定されており、先頭番号が⑮と⑯でずれている。帳票レイアウトの中段には「⑮保険料額」があり、⑯の場合に記載が不整合となるため、賦課 01 (A4) の帳票レイアウトのように「保険料額」とすべきではないか。
- ⇒単に「保険料額」とするとわかりにくいので、⑯とすることも検討したい。
- ⇒A4 版には番号がついていない。A4 版にあわせていただけないか。
- ⇒A3 版は、基本的にユニバーサルデザイン帳票と表記をあわせているため、そちらのデザイン内容を踏まえて表記は検討させていただく。
- ⇒もう 1 点は、同帳票の帳票詳細要件の#51「案内文 3」の印字例についてであり、併徴の場合の「・・・下の表・・・」の記載は、下表はないので右上の表とすべきではないか。
- ⇒ご指摘の通り修正する。

(今後の依頼事項について)

- 資料の修正版については、2/29 (木) 目途に送付予定となる。ご意見があれば、3/4 (月) までに事務局へ提出いただきたい。